

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金



③遊園地・テーマパーク用

補助金ご利用の手引き
補助金公募要項

Version2(2021.3.1)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければいけないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載しております。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

02	はじめに
03	用語集
04	実施期間
06	対象となる遊園地等
07	「措置期間内」について
08	「遊園地等」について
09	「主催・運営法人」について
10	「休園」について
11	実施すべき事業
12	掲出情報
13	補助率・補助上限額
14	申請可能件数
15	緊急事態宣言が早期に解除される場合について
16	補助対象経費
24	事業の流れ
25	申請
39	審査
40	採択・交付決定
43	確定検査
46	注意事項

制度説明

手続関連

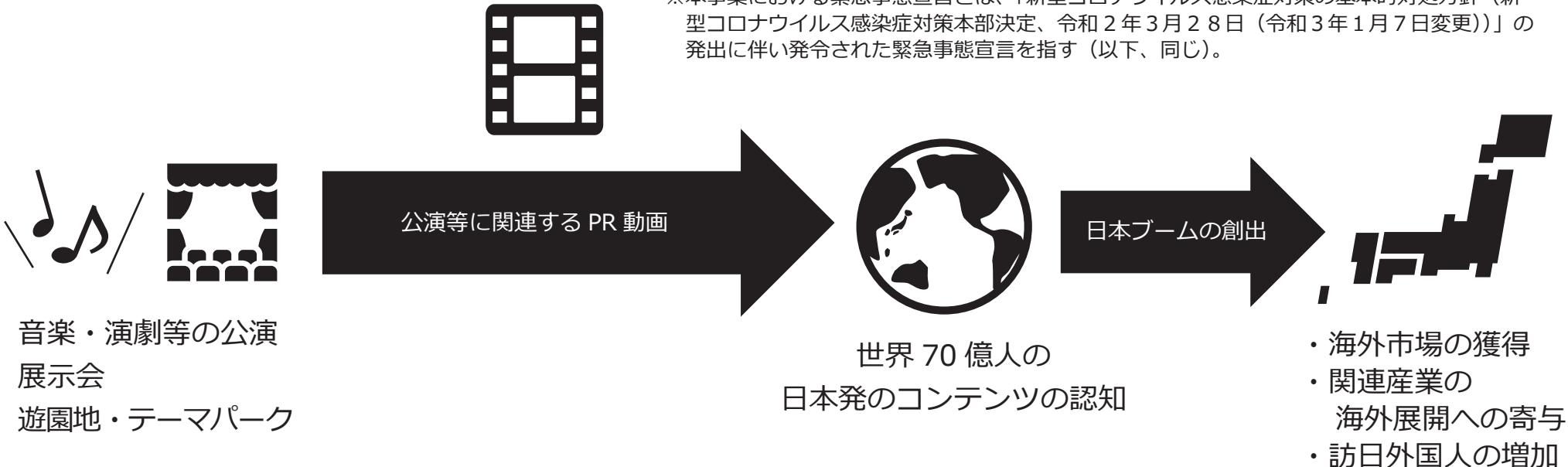
02 はじめに

この補助金の目的

この補助金は、令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））の発出に伴い、緊急事態宣言発令地域及び事務局が定める地域において、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演、展示会、遊園地及びテーマパーク（以下、「遊園地等」という。）の開催等を延期・中止し、当該公演や展示会、遊園地等の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対し、補助金を交付することによって、日本発のコンテンツの海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的とする。

※本事業における緊急事態宣言とは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指す（以下、同じ）。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、4名以上10名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。
対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。

補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の100%）

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。WEB上で応募ができる申請システムではエントリーとも呼びます。原則、隔週金曜日に締め切ります。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。隔週金曜日に締め切り、締め切りから2週間後の金曜日までに審査結果を通知します。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、交付決定日から60日以内とします。

事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

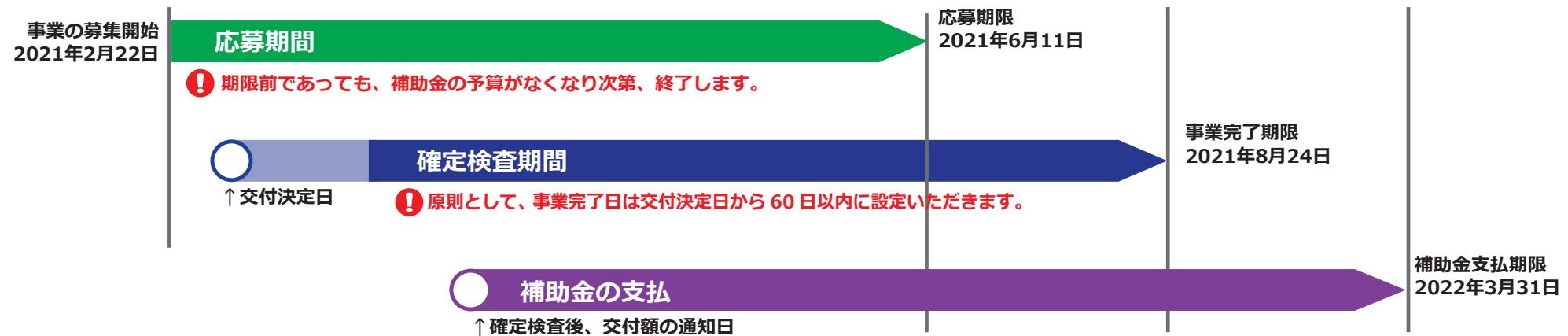
補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払いします。
(毎月10日, 20日, 30日に締め切り、それぞれ20日, 30日, 翌10日に振込みます)

04 実施期間

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2021年2月22日より2022年3月31日までとなっています。

補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記の通り設定されていますのでご注意ください。



応募締切スケジュール

原則、隔週金曜日に応募を締め切ります。

※2021年6月11日が最後の締め切りです。

2021年4月23日の次の締切日は、2021年5月14日となります。

○印・・・締切日です。

2月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28							28	29	30	31			

3月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28							28	29	30	31			

4月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
							1	2	3	4	5	6	
4	5	6	7	8	9	10	4	5	6	7	8	9	
11	12	13	14	15	16	17	11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30		25	26	27	28	29	30	

5月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
							1						
2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	23	24	25	26	27	28	29
30							30	31					

6月							2021 令和3年						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5			1	2	3	4	5		
6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30				27	28	29	30			

原則、締切から2週間後の金曜日までに採否を連絡します。

※2021年4月23日締切り分については、2021年5月14日までに採否を連絡します。

06 対象となる遊園地等

緊急事態措置区域等※1で、措置期間内※2に営業予定であった遊園地等※3のうち、
主催・運営法人※4が、緊急事態宣言に伴う施設利用に関する協力依頼により遊園地等を
1日以上休園※5した場合、1施設ごとに申請が可能となります。

※1 対象地域 <2021年2月19日時点>

- ① 令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県
- ② まん延防止等重点措置区域

※「緊急事態措置区域」とは、緊急事態措置を実施すべき区域を指します。

※「まん延防止等重点措置区域」とは、まん延防止重点措置を実施すべき区域を指します。

(「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年2月12日変更）」より引用)

※ 現時点において申請可能な対象地域は、①に該当する地域に限られます。
②については、イベント開催制限の内容が決まり次第、取り扱いにつき今後ご案内予定です。

※2 「措置期間内」の考え方

対象地域毎に、下記対象期間内に営業予定であった遊園地等が申請可能です。<2021年2月19日時点>

※なお、緊急事態宣言延長期間の終了日よりも前に解除宣言が発令された場合の取り扱いについては、
15頁をご確認ください。

緊急事態措置区域		
施設所在地	対象期間	発注時期
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	・2021年1月8日～2021年2月7日の休園	・緊急事態宣言発令（1月7日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の休園	・期間延長決定（2月2日）※以前
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	・2021年1月14日～2021年2月7日の休園	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の休園	・期間延長決定（2月2日）※以前
栃木県	・2021年1月14日～2021年2月7日の休園	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前

※政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和2年3月7日まで延長することが決定された日を指します。

08 「遊園地等」について

※3 「遊園地等」の考え方

「遊園地等」とは、以下の(1)または(2)に該当するものをいいます。

(1) 遊園地

屋内、屋外を問わず、常設の遊戯施設^{*1}を3種類以上（直接、硬貨・メダル・カード等を投入するものを除く）有し、フリーパスの購入もしくは料金を支払うことにより施設を利用できる事業所^{*2}

*1：遊戯施設とは、コースター、観覧車、メリーゴーランド、バイキング、フライングカーペット、モノレール、オクトパス、飛行塔、ミニSL、ゴーカート等をいいます。

*2：施設の大半が遊園地として利用されている場合に限ります。

(2) テーマパーク

入場料をとり、特定の非日常的なテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連する常設かつ有料のアトラクション施設^{*1}（直接、硬貨・メダル・カード等を投入するものを除く）を有し、パレードやイベントなどを組み込んで、空間全体を演出する事業所^{*2}

*1：アトラクション施設とは、ライド（乗り物）をいいます。

*2：施設の大半がテーマパークとして利用されている場合に限ります。

※4 「主催・運営法人」の考え方

- 主催・運営法人とは、遊園地等の主催・運営に関わる主要な費用を負担し、当該施設のリスクを負っている法人をいいます。

* 法人とは、具体的には以下の通りです。

- (1) 日本の法令に基づき設立された法人（非営利法人を含む）
- (2) 地方自治法で定められた地方公共団体

10 「休園」について

※5 「休園」の考え方

緊急事態措置期間内に営業予定であった遊園地等が1日以上休園した場合が対象となります。
(発注時期の詳細は7頁を参照)

【対象】

- ・緊急事態措置期間内に施設全体を1日以上休園した場合

【対象外】

- ・施設の一部だけを休園した場合
- ・営業時間の短縮だけの場合
- ・冬季休園や定休日など、定期的な休園の場合

日本発のコンテンツの海外展開というこの補助金事業の目的に沿い、緊急事態宣言に伴う施設利用に関する協力依頼により、休園した遊園地等に関連する内容の PR 動画を制作し、海外に発信する事業

● 内容

- ✓ 休園した遊園地等に関連する内容の PR 動画とは、休園した遊園地等の施設や内容をプロモーションする動画であること
(例：主要な遊戯施設、アトラクション、ショーの紹介等)
※字幕や音声のみで表現されている動画は対象外となります。

● 本数

- ✓ 1申請につき 1本制作・配信することが原則です。

● 時間

- ✓ 動画の長さは最低 5 分以上（上限なし）とします。

● 配信方法・期間

- ✓ 動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体（施設 HP や会員登録が必要な媒体も含む）で配信する必要があります。
- ✓ 動画の配信期間は、配信日から原則 1 年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（一切配信しないことは認められません）。

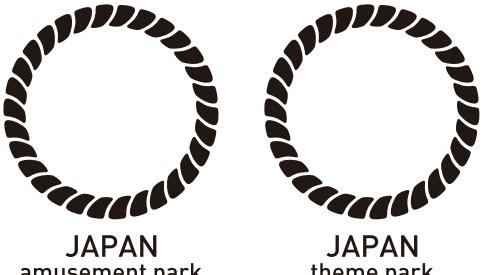
● 権利処理

- ✓ 動画は、適切に権利（映像素材や音楽の著作権、著作隣接権など）の処理をしたうえで、配信することとします。

12 掲出情報

●掲出情報

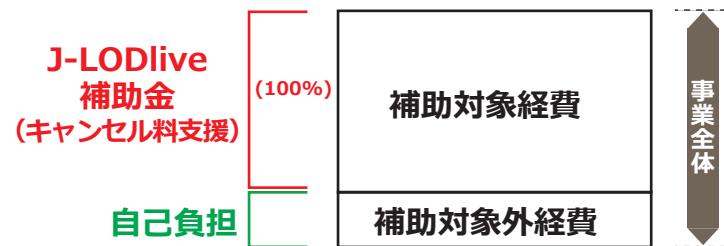
- ✓ロゴマーク及び施設名を動画内に掲出する必要があります。(掲出要領は下記参照)
- ✓動画内に編集によって掲出する施設名の文字情報は、展開先の国・地域の公用語（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。
- ✓遊戯施設・アトラクション施設やショー・パレードの紹介などの掲出も推奨されます。
- ✓動画内における各情報の掲出方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

ロゴマーク概要	掲出ルール 掲出位置			
<p>補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲出媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。</p>  <p>JAPAN amusement park</p> <p>JAPAN theme park</p>	<p>原則として動画の最後に掲出してください。</p> <p>＜基本形＞</p>  <p>本編</p> <p>エンドクレジット</p> <p>JAPAN amusement park</p> <p>掲出時間(赤枠部分) 推奨3秒 最短1秒</p> <p>カラーバリエーション</p> <p>3パターンのいずれかとします</p> <table border="0"><tr><td data-bbox="815 1267 1192 1418">基本形 (白地に黒)  JAPAN amusement park</td><td data-bbox="1215 1267 1614 1418">着彩形 (白地に赤)  JAPAN amusement park</td><td data-bbox="1637 1267 2037 1418">反転形 (黒地に白)  JAPAN amusement park</td></tr></table>	基本形 (白地に黒)  JAPAN amusement park	着彩形 (白地に赤)  JAPAN amusement park	反転形 (黒地に白)  JAPAN amusement park
基本形 (白地に黒)  JAPAN amusement park	着彩形 (白地に赤)  JAPAN amusement park	反転形 (黒地に白)  JAPAN amusement park		

※専用のフォントを用意していますので、交付決定後に補助金特設ウェブサイトよりダウンロードしてください。

1. 補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の 100%）



2. 補助上限額

1 件あたり 2,500 万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります。

※PR 動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっています。

(1) 交付決定額が 150 万円以上の場合：

交付決定額の 20% を上限とする。（ただし、上限 150 万円）

(2) 交付決定額が 150 万円以下の場合：

上限 30 万円とする。

14 申請可能件数

- 緊急事態措置区域で、措置期間内※に営業予定であった遊園地等のうち、主催・運営法人が緊急事態宣言に伴う施設利用に関する協力依頼により、遊園地等を1日以上休園した場合、1施設ごとに申請が可能となります。

※ 詳細については7頁参照

<申請1件のカウントの考え方について>

- 緊急事態措置の開始（地域によって異なる）から2月7日までの間に、1日以上休園した場合は1件の申請が可能となります。ただし、同期間に何日休園しても1件とカウントします。
- 緊急事態宣言の延長期間（2月8日～3月7日）の間に、1日以上休園した場合は1件の申請が可能となります。ただし、同期間に何日休園しても1件とカウントします。

*措置期間等の変更に伴い、対象期間が変更になる可能性があります。

*休園した日数分の費用のみ対象になります。

緊急事態宣言が予定よりも早く解除された場合は、以下の点にご留意ください。

- 当初の延長期間の終了予定日よりも前に解除宣言が発令された場合、当該解除宣言の発令前に休園の意思決定をしていれば、解除後の休園でも補助対象となります。
- 解除宣言の発令前に休園の意思決定を行った遊園地等（当初の延長期間内に営業予定だった遊園地等）は、解除宣言後も、本事業への申請が可能です。（応募期間内に申請してください。）

※解除宣言後に休園の意思決定を行った場合は補助対象となりません。

※ 1 「休園の意思決定」の考え方（意思決定時点の確認方法）

営業予定であった遊園地を休園することを、解除宣言よりも前に対外的に発信したことを証明する証憑を「遊園地等休園確認書」と併せてご提出ください（様式自由）。
具体的には、次のようなものを想定しています。

- * プレスリリース、チケット保有者向け休園案内、来場予定者に向けた休園に係る何らかの情報発信媒体
- * 発注先事業者、関連事業者、ショーの出演予定者など、主催・運営法人から遊園地等の関係者側に向けた休園に係る何らかの情報発信媒体

16 補助対象経費

補助対象経費

- (1) 休園した遊園地等について、休園した場合にもやむを得ず発生した費用
- (2) 遊園地等の PR 動画の制作・配信費用

※詳細な費目については次頁をご確認ください。

休園した場合にもやむを得ず発生した費用の考え方

- ① 遊園地等が休園した場合にも、やむを得ず発生する費用の実額
(例：施設維持費、会場施設使用料、減価償却・固定資産税相当費用など)
- ② 休園したことにより当該施設内で開催される予定であったショー、パレードなどが中止した場合に発生するキャンセル費用の実額。ただし、**発注時期（7項の表参照）**に発注された経費だけが対象となります。

※発注時の金額とキャンセル費用の金額が異なる費用の場合

発注書に記載されている当初の発注額と、請求書に記載されているキャンセル費用の額面に差異（発注額>キャンセル額）があっても問題ありません。（発注書はキャンセル用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。）

※休園が緊急事態措置期間と期間外にまたがった場合

期間内の休園に関する費用のみが対象となります。

（例：一都三県において、1月5日～10日に休園となった場合、1月8日～10日の休園に関する費用のみ対象。費用が全6日分として請求されている場合、按分して算出した3日分の費用のみ対象。）

(1) 休園した施設に関するキャンセル費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該施設に係るものに限る）
- ✓ 施設の広告・宣伝費

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用
(自社所有の場合の会場のみ)

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費
(新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む)
- ✓ 映像収録費

補助対象外経費

- ✓ 社内人件費（※19頁参照）
- ✓ 銀行の振込手数料
- ✓ この事業の申請にかかる書面作成代行費
- ✓ この事業の確定検査にかかる経理書面確認費

- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

18 補助対象経費

(2) PR 動画の制作・配信に関する費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

※上限額については下記参照

<映像制作配信費>

- ✓ 映像収録費
- ✓ 映像制作費
- ✓ 映像編集費
- ✓ 翻訳費
- ✓ 字幕・吹替費

- ✓ 権利使用料
- ✓ 配信費
- ✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の 20%を上限とする）

補助対象外経費

- ✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）
- ✓ 社内人件費（※19 頁参照）
- ✓ 消費税
- ✓ 銀行の振込手数料

等

※動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっております。

- (1) 交付決定額が 150 万円以上の場合：交付決定額の 20 %を上限とする。ただし、上限 150 万円とする。
- (2) 交付決定額が 150 万円以下の場合：上限 30 万円とする。

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げしてください。

事業者の従業員・代表者がショーなどの演出や出演をした場合の、補助対象経費の考え方

- 申請事業者の従業員・代表者がショー・パレードなどの演出や出演をした場合でも、その支払が、通常の従業員給与・代表者報酬とは区別された、当該事業に対する業務対価であれば、補助対象経費になります。
- その際には、支出計画書において支払先名称の後ろに「個人事業主」であることを明示する等、社内人件費に該当しないことがわかるよう記載ください。
- なお、確定検査時には社内人件費に該当しないことが明確に分かる証憑（契約書、支払いの事実を証明する資料等）が必要であり、申請時に対象経費とされても、確定検査の結果、対象外経費と認定される場合があります。

事業者自身が施設を所有している場合の、キャンセル費用の算出方法

1月の休園スケジュール（計 11 日）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月の休園スケジュール（計 6 日）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

※ ○の日が休園日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例) 減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち 17 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例) 光熱水費、空調費、(毎日清掃している場合の)月間の清掃費 等

1月の総費用のうち 11 日分と、2月の総費用のうち 6 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\begin{aligned}\text{補助対象経費} &= \text{「1月分の費用」} \times 11/31 \\ &\quad + \text{「2月分の費用」} \times 6/28\end{aligned}$$

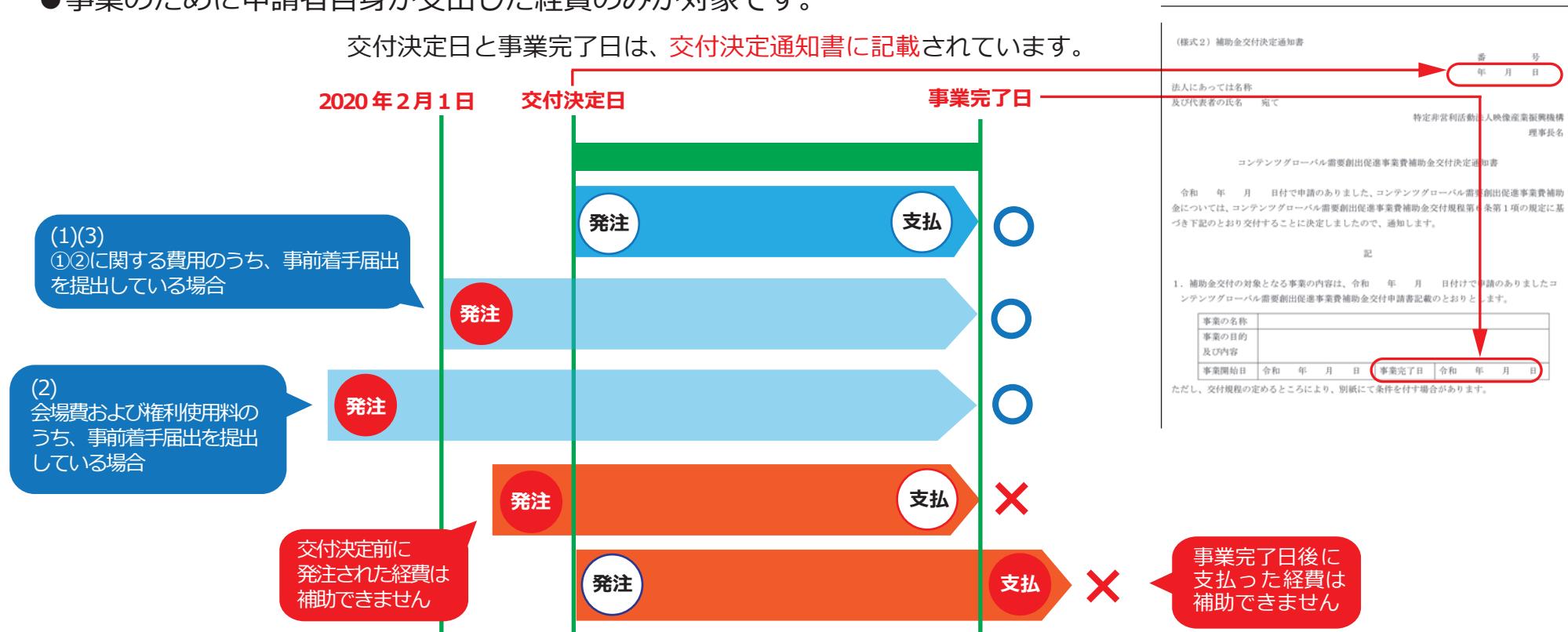
※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください

20 補助対象経費

補助対象経費の考え方（事前着手費用について）

- 原則、交付決定後に実施する事業の費用が対象になりますが、本補助金は、自粛により休園した施設のキャンセル費用について支援を行うことから、交付決定日よりも前に発生したもしくは発生を予定している費用（以下「事前着手費用」という。）についても補助対象経費となる場合があります。
- 事前着手費用を申請する場合には、「事前着手届出」および「発注書」を提出する必要があります。申請時に事前着手届出および発注書を提出していない場合の事前着手費用は、原則、対象費用として認めることはできませんのでご注意ください。**
- (1) 「①休園した施設に関するキャンセル費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日前に発注した費用
(2) 「①休園した施設に関するキャンセル費用」のうち、交付決定日前に発注した会場費および権利使用料
(3) 「②PR動画の制作・配信に関する費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日より前に発注した費用
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。

交付決定日と事業完了日は、**交付決定通知書**に記載されています。



100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

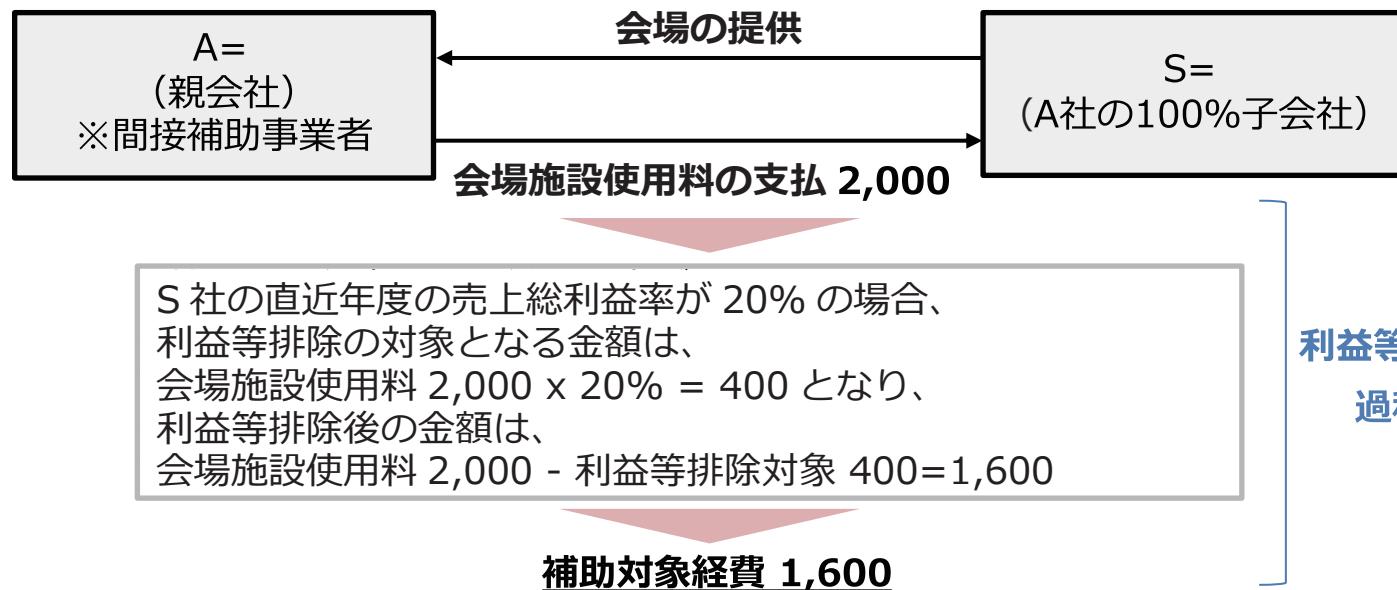
公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 (子会社等)	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

22 補助対象経費

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。

他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

(例) この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途ABC基金からの映像編集費を受ける場合



(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費のキャンセル費の補助を受けており、別途XYZ助成金からキャンセル費の助成を受ける場合

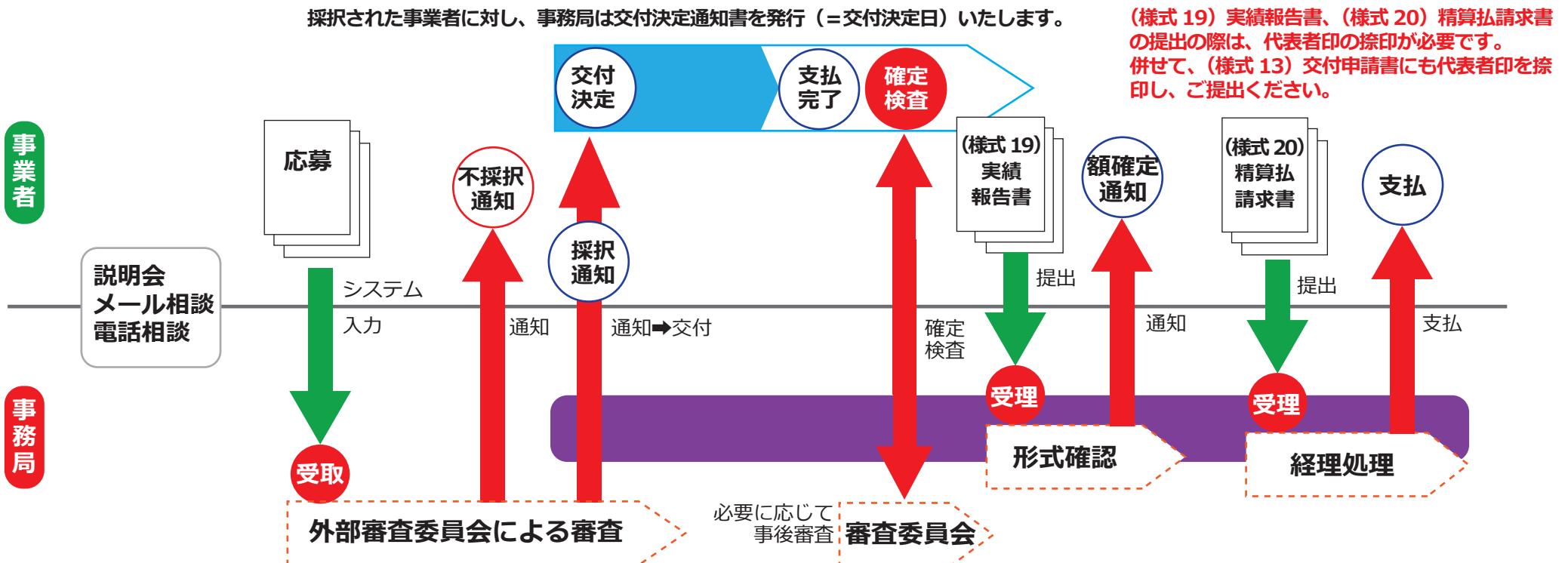


(例) この補助金で交通費・宿泊費のキャンセル費の補助を受けており、別途「Go To Travel キャンペーン」から交通費・宿泊費の助成を受ける場合



※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

24 事業の流れ（応募～補助金支払）



最短 10 日、
最長 20 日

本補助金の支払いサイト（10 日、20 日、30 日締め、10 日後払い）



本システムは下記のPC用ブラウザでご利用いただけます。

- ・Google Chrome 最新版
- ・Mozilla Firefox 最新版
- ・Microsoft Edge 最新版
- ・Safari 最新版

J-LODlive(キャンセル料支援) ウェブサイト(<https://cancel.j-lodlive.jp/>)で、
「申請システムはこちら」をクリックしてください。

The screenshot shows the homepage of the J-LODlive website. At the top, there is a navigation bar with the J-LODlive logo, a search bar, and links for "お問い合わせ" (Contact), "申請システムはこちら" (Application System here), and "FAQ". Below the navigation, a green banner displays the text "予算消化率 79.6% (2021年2月16日現在)" and a note about the calculation. A large orange section below contains text about supporting event cancellations due to emergency事態宣言. At the bottom, a yellow box highlights the support for cancellation fees.

J-LODlive(キャンセル料支援)

令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

お知らせ 対象:公演 対象:展示会 対象:遊園地・テーマパーク 映像事業者 配信事業者 FAQ

申請システムはこちら お問い合わせ

予算消化率 79.6% (2021年2月16日現在)

※交付決定額に基づき算出。なおJ-LODlive事業分も含む。

令和3年1月に発出された緊急事態宣言の発令地域において、開催予定だった公演、展示会、遊園地・テーマパークを延期・中止した事業者の皆様

延期・中止した公演、展示会、遊園地・テーマパークに関する映像を活用した動画の制作・配信を支援します

延期・中止した公演のキャンセル費用等を支援します

緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演を延期・中止した主催事業者に対して、公演を延期・中止したにもかかわらず発生してしまった費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の費用を補助します。

26 申請

① 誓約事項を読み、チェックの上で最下部にある「次へ」をクリックしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援)
令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業情報の入力
事業概要欄を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報欄を入力して下さい。

補助金公募要項はこちら
[下記注意事項を読んだ上、それぞれにチェックして下さい](#)

補助金公募要項をよく読み、本補助金の目的と制度を理解した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的勢力又はこれらの構成員若しくは関係者に該当せず、かつ、これらと社会的に非難されるべき関係を有していない。

応募する事業は新型コロナウイルス感染症対策の基本の方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等の政府若しくは地方公共団体等又はこれらの関係機関の方針その他の新型コロナウイルス感染症への対策に関する注意事項に反する事業ではない。

応募する事業に法令又は公序良俗に反する事業および本補助金の目的を逸脱する事業は含まれていない。

上記の他、補助金公募要項の注意事項ページに記載された事項に同意する。

→ 次へ **一時保存**

②-1 「これまでにJ-LODlive補助金に応募したことがある事業者の場合」には、下記リンクから「事業者番号」を調べたうえで、事業者情報の入力をしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

① 応募誓約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要領をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様
 J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方）
 J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みも初めての方）

J-LODlive事業者登録番号はこちらからご確認ください

J-LODlive事業者登録番号*

事業者名（会社名等）（公表）*

担当者氏名*

担当者氏名（フリガナ）*

連絡先電話番号*

担当者郵便番号*

担当者住所*

担当者住所（建物名、部屋番号）

連絡先メールアドレス*

連絡先メールアドレス（確認用）

すべての入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

← 戻る → 次へ 一時保存

J-LODlive 補助金に応募したことがある事業者は、一番上にチェックをしてください

こちらのリンクを開き、J-LODlive の ID、パスワードを入力し、事業者情報の一番最初に事業者登録番号が表示されます。

ID (メールアドレス)

Password

ログイン ▶

J-LODlive ヘ 新規登録

事業者情報編集

事業者登録番号 70

事業者名（会社名）（公表） 特定非営利活動法人映像産業振興機構

事業者名（フリガナ） トクテイヒエイリカツドウホウジンエイソウサンギョウシンコウコウ

海外事業者からの申請である 応募条件を満たした海外現地法人である

法人番号（13桁） 2010005008721

法人番号はご新規より検索してください

28 申請

②-2 「これまでにJ-LODlive(キャンセル料支援)に応募されたことがある事業様者の場合」には、事業者情報の入力のみしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

① 応募契約事項
本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に必ず最新の補助金公募要項をお読み頂いた上で応募して下さい。

② 事業者情報の入力
事業者情報を入力して下さい。

③ 応募事業情報の入力
応募事業情報を入力して下さい。

すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様
 J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方）
 J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みも初めての方）

事業者名（会社名等）（公表）*

法人番号*

半角数字13桁

担当者氏名*

担当者氏名（フリカナ）*

全角カタカナ

連絡先電話番号*

半角数字ハイフン

担当者郵便番号*

半角数字ハイフン不要

担当者住所*

担当者住所（建物名、部屋番号）

連絡先メールアドレス*

連絡先メールアドレス（確認用）

すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

戻る 次へ 一時保存

②-3 「初めてJ-LODlive補助金/J-LODlive(キャンセル料支援)に応募される事業者の場合」には、事業者情報の入力、書類の添付をしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援)

令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

応募契約事項

事業者情報の入力

応募事業情報の入力

すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様
J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みが2回目以降の方）
J-LODlive補助金を利用したことがない事業者様（キャンセル料支援への申込みも初めての方）

J-LODlive も含め、初めて申請する事業者は、一番下にチェックをしてください

書類を添付してください
(詳細次頁参照)

登記済証本（施行から3ヶ月以内）、会員証明書、会員推薦書のいずれか
最大10MB

暴力団排除宣言書
最大10MB

補足資料
最大10MB
(過去実績（設立1年未満の法人）、会社案内、パンフレット、事業内容等)

担当者氏名 * 担当者氏名 (フリガナ) *

連絡先電話番号 * 連絡先郵便番号 *

半角数字ハイフン 半角数字ハイフン不要

担当者住所 * 担当者住所 (建物名、部屋番号)

連絡先メールアドレス * 連絡先メールアドレス(確認用) *

戻る 次へ 一時保存

すべて入力のうえ、最下部にある「次へ」をクリックしてください

30 申請

「初めてJ-LODlive補助金/J-LODlive(キャンセル料支援)に応募される事業者の場合」には、下記の書類を添付してください。

事業者登録書類

①法人証明書

登記簿謄本

3ヶ月以内に発行された
登記簿謄本を提出してく
ださい。

②暴力団排除に関する誓約事項

暴力団等の
排除に関する
誓約事項

指定フォームに、代表者
の署名捺印の上、pdfに
して添付してください。

③財務状況に関する書類（該当者のみ）

財務状況

設立1年未満の法人は、
財務状況がわかる書類を
提出してください。

様式不問

※所定の業界団体が発行する団体会員証明書、または
団体推薦書で代替できます。

※登記情報提供サービスで取得した情報は本補助金
事業において登記簿謄本として認められません。

③ 申請する情報として、事業の情報、海外に配信する動画の情報、経費等を入力してください。 また申請時に必要な書類を添付してください。

J-LODlive (キャンセル料支援)
令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

応募登録事項
事業者情報の入力
応募事業情報の入力

【注意事項】
必要な入力が終りましたら、このページの画面下部の「確認」ボタンを押し、確認ページにて「応募」ボタンを押して下さい。
※複数公演を1件にまとめて申請することはできません。必ず1公演につき1件ずつ申請いただくようご注意ください。

J-LODlive (キャンセル料支援) 補助金で申請する事業の実施形態
● 公演 ○ 展示会 ○ 遊園地・テーマパーク

中止・延期とした公演名
長さ（分） 告白字幕（テロップ等）の言語
内容字幕（コンテンツの内容の翻訳）の有無
動画展開の戦略や今後の海外展開への意図などを自由に記述してください

海外発信の詳細
配信プラットフォーム名称
配信プラットフォームのURL

J-LODlive 補助金で申請した遊園地等が休園になった場合には、「申請済み」にチェックし、J-LODlive 補助金の案件番号（Lから始まる番号）を入力してください。

もし、J-LODlive 補助金に申請していたにも関わらず、こちらで「申請していない」にチェックしてしまい、後から発覚した場合には「事業者による不正」と扱われ、交付決定が取り消されることがあるのでご注意ください。

事業の総経費
中止・延期間係経費
動画関係経費
書類（申請書類等）作成経費

補助対象経費
補助率（公表）
補助額（公表）

公演延長・中止復活書
支出計画書
請求書

事前着手届出
開示書
開注書
動画配信関係理由書

下記に同意して応募を行う
□ 採択されたことをもって交付申請する

戻る 確認 次へ

必要事項を入力、添付のうえ、最下部にある「確認」をクリックしてください

32 申請

④ ①で誓約して頂いた事項、②の事業者情報、③の事業情報がすべて表示されるので、入力した内容を再度ご確認のうえ、最下部にある「応募」をクリックしてください。

J-LODlive (キャンセル料支援)

令和2年度補正予算コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

J-LODlive (キャンセル料支援) | コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

応募誓約事項

本補助金の対象事業や対象費用及び要件・条件については細かい規定がございますので、応募前に下記をよくお読みください。

補助金公募要項をよく読み、本補助金の目的と制度を理解した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2章第1節に該当する者又はこれらに該当する者は、申請者としての登録を拒否される場合がある。

応募する事業は新型コロナウイルス感染症対策の基本の方針（新型コロナウイルス感染症対策の実施方針）に基づくものとし、公序良俗に反する事業および本補助金の目的を達成するための事業ではない。

応募する事業には法令又は公序良俗に反する事業および本補助金の目的を達成するための事業ではない。

上記の他、補助金公募要項の注意事項ページに記載された事項に同意する。

事業者情報の入力

事業者情報を入力して下さい。

J-LODlive事業者登録番号	すでにJ-LODlive補助金システム利用されている事業者様 0000
事業者名（会社名等）（公表）	特定非営利活動法人映像産業振興機構
担当者氏名	松谷 孝征
担当者氏名（フリガナ）	マツタニ タカユキ
連絡先電話番号	00-0000-0000
担当者郵便番号	0000000
担当者住所（建物名、部屋番号）	東京都中央区築地4-1-1
連絡先メールアドレス	test@vipo.or.jp
連絡先メールアドレス(確認用)	test@vipo.or.jp

応募事業情報の入力

応募事業情報を入力して下さい。

J-LODlive (キャンセル料支援) 補助金で申請する事業について、J-LODlive補助金で申請済みであるか	申請していない
J-LODlive (キャンセル料支援) 補助金で申請する事業の実施形態	公演
中止・延期とした公演名	テスト申請公演
中止・延期とした公演の概要	あああああああああああああああああああああああああああああああああああああああ
コンテンツ分野	ポップス／ロック
公演予定日	2021-2-16

入力した内容を最後に確認のうえ、「応募」をクリックしてください

下記に同意して応募を行なう

採択されたことをもって交付申請する

戻る

応募

応募時の添付書類（一部既定フォーマットあり）について

※フォーマットを変更して提出された場合は「書類不備」となりますので予めご注意ください。

①遊園地等休園確認書

遊園地等
休園
確認書

遊園地等が休園に
なった確認書を提
出ください。

②支出計画書

支出
計画書

申請する費用を
支払先ごとに
費目別に記載し
た計画書を提出
ください。

③請求書

請求書

支出計画書に記載
する費用の費目毎
に請求書（動画制
作に関する請求を
含んでも良い）を
提出ください。

請求明細

請求書に明細が
無い場合は併せ
て提出ください。

④その他

事前
着手
届出

事前着手
に係る
発注書
(※ 2)

申請資格
保有
合意書
(該当者のみ)

動画配信
関係
理由書
(該当者のみ)

プレス
リリース等
(※ 3)
(該当者のみ)

※ 1 赤枠の「遊園地等休園確認書」「支出計画書」「事前着手届出」「申請資格保有合意書」「動画配信関係理由書」は既定フォーマットを変更せずそのままご利用ください。（ただし、支出計画書の行が足りない場合、行追加は可能とします）

※ 2 キャンセル費用の発注書は、キャンセル用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。
事前着手の届出に記載の経費については、発注書の添付が必須となります。（21頁参照）

※ 3 緊急事態宣言の延長期間内における遊園地等休園を申請資格として申請される場合、解除宣言の発令前に、休園していたことが分
かる書類をご提出ください（様式自由）。

34 申請

①遊園地等休園確認書

1. 遊園地等休園確認書は1申請につき1枚必要です。代表者名は、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該事業に關し代表権を有している者の氏名で足ります。また、代表者印は、当該法人の角印でも許容します。

記入例

追回地等休園確認書		No. (シリアル番号登録)
追回地:「マーク」名	○○追回地	
休園期間	2021年2月1日～2月5日	
休園日数	5日	
所在地	住所	東京都 大田区 ●●追回地
	HP	https://www.○○.jp/
主な運営法人 (主たる業務のリスク負担者)	法人名(仮名)	株式会社○○○○
	住所	東京都中央区銀座4-1-1
追回地計画範囲	追回地範囲等の 概要	
	(主な施設の名前と 場所等)	
	○○コース	観覧車
	リード	メリーゴーランド
	【その他】(主な施設 名とその場所等)	
	ピラミッド、フライングカーペット、モールルーム等	
マーク別休園範囲	マーク	
	○○キャラクター名の迷路やパズル等のゲームや世界観などを記載ください。	
	マーク	迷路
	マーク	○○スタート
備考		
注釈		

上記追回地等に廻り、休園 になったことを確認しました。

(ご確認いただいた会社(事業者)又は認証の上記追回地等との関係について、下記該当する箇所に/を付けてください。)

●株式会社

(代表者印)

(代筆者)

田中 花子

(代表者印)

ご確認いただいた会社(事業者)又は認証の上記追回地等との関係について、下記該当する箇所に/を付けてください。

□ 1. 休園の状況を認識しただけで

□ 2. ブログガイド

□ 3. ディズニーパーク以外の場合、追回地等の具体的な開業日を記載してください。()

① 例) 2月1日開業、2月5日閉園等の場合は、休園地等の具体的な開業日を記載してください。

② 例) 第三者による運営、委託等、第三当事者が認める場合は、別途記述してください。

*運営として、休園日数は休園開始の日を算入しない場合休園日数を算出している人はいるが、本規約では休園日数は休園開始の日を含むものとします。休園終了の日を含むものとします。

これに対する事実が判明した場合には、各種施設の運営が取り残された場合合あることを理解し、これにつき一切の異議を述べません。

*本休園日数につき一歩が生じる場合、休園日数で誤差があるのと、本種別休園事例についの問題をかけません。

*本休園日数につき、第三者から運営権を譲り受けた場合は、本種別休園事例の範囲に含めません。

株式会社○○○○

(申請者名)

申請 太郎

(代表者印)

(代筆者)

- ## 2. 遊園地等休園確認書の作成者は原則以下の通りです。

- ・プレイガイド
 - ・休園の告知をしたメディア（施設の公式メディアを除く）

※作成者と施設との関係について、該当する箇所に✓を付けてください。プレイガイド以外の場合は、契約書等、客觀性・第三者性を証明できる証憑を添付のうえ、作成者が確認適格を有することの説明として、カッコ内に具体的な関係（当該施設にどのような関与をするものであるか等）を記載ください。

※申請者の親会社や子会社等の場合は、遊園地等の休園を客観的に確認できる証憑を添付してください。

②支出計画書

指定フォームに、支払い先ごと、請求書ごとに下記を記載してください。
(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)

記入例

支出計画書(遊園地等用)							
事業者名	株式会社〇〇	遊園地の休園開始日	2021/mm/dd	休園日数	2	事業管理番号	Zxxxxxx
遊園地・テーマパーク名	〇〇パーク	動画配信予定日	2021/mm/dd			補助率	100%
【キャンセル費用】							
NO	支払先名称 (※ブルダウンから選択)	費用種別 (※ブルダウンから選択)	主な経費内容	予定期	備考		
1	XXX事務所	出演関係費	〇〇ショー出演料	¥200,000	明細に詳細を記載		
2	A社	制作関係費	〇〇ショー演出関係費・保険料	¥500,000	明細に詳細を記載		
3	B社	制作関係費	権利利用料	¥300,000	明細に詳細を記載		
4	C社	制作関係費	施設の広告・宣伝費	¥2,000,000	明細に詳細を記載		
5	自社所有の施設維持・減価償却費	会場関係費	施設維持費・減価償却費	¥5,000,000	明細に詳細を記載		
6	E社	運営関係費	感染予防対策費	¥200,000	明細に詳細を記載		
7							
8							
9							
10							
(A) キャンセル費用における補助希望対象総経費 → ¥8,200,000							
【動画の制作・配信に関する費用】							
1	XXX事務所	出演関係費	出演料	¥100,000	MC(A) 100,000		
2	F社	映像制作配信費	映像編集費・録音費・字幕・吹替費	¥150,000	映像編集スタジオ代 100,000 X 1日 録音費 50,000 X 1音語		
3							
4							
5							
(B) 動画の制作・配信に関する費用における補助希望対象総経費 → ¥250,000							
補助希望対象(総額)							
経費(A+B) ¥8,450,000 自動計算							
補助希望額(総額)							
¥8,450,000 自動計算 ※千円未満切り捨て							

※一式表記で計上する費目については、対象経費以外の経費は含まないようにしてください。万が一、対象経費以外の費用が含まれていることが判明した場合は、補助金の支払いを受けた後であっても、交付決定の取消しまたは該当する費用を返還いただことがあります。

36 申請

④その他

事前着手届出

申請時に「事前着手のための届出書」を提示することで、交付決定日より前に発注した経費についても、補助対象経費として認められる場合があります。なお、事前着手届出を提出する場合は、対応する発注書も併せて提出する必要があります。

記入例

事前着手のための届出書(遊園地等版)		
※本届出は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。 (事前着手届出様式)		
申請者記載不要 申請番号		
令和 3年 2月 20日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて		
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社XXXX 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎 		
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業(キャンセル料支援事業)について、事前着手の届出を行う。		
1. 事前着手となる費用を含む遊園地等の説明		
遊園地・テーマパーク名 <input checked="" type="checkbox"/> 遊園地	休園期間 2021年2月1日～ 2021年2月5日	休園日数 5日
2. 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額 別紙に記載のとおり		
3. 事業の実施にあたり、事前着手となる費用を補助対象経費とすることが真にやむを得ないと判断される特段の事由の説明 (例) ・権利使用料は、契約締結時にミニマムギャランティーを支払う必要があるため ・ショーの演出の制作に〇か月を要するため		

記入例
(別紙明細)

別紙 事前着手となる費用の費目及びその発注日・発注先・金額

#	発注日	発注先	費目	金額（税抜き）
1	2019年12月24日	△△クリエイティブ	権利使用料	¥ 200,000
2	2020年12月11日	A社	演出関係費	¥ 300,000
3	2020年12月12日	B社	演出関係費	¥ 150,000
4	xx年xx月xx日			
5	xx年xx月xx日			
6	xx年xx月xx日			
7	xx年xx月xx日			
8	xx年xx月xx日			
9	xx年xx月xx日			
10	xx年xx月xx日			
11	xx年xx月xx日			
12	xx年xx月xx日			
13	xx年xx月xx日			
14	xx年xx月xx日			
15	xx年xx月xx日			
16	xx年xx月xx日			
17	xx年xx月xx日			
18	xx年xx月xx日			
19	xx年xx月xx日			
20	xx年xx月xx日		事前着手合計金額	¥ 650,000

別紙明細の発注日、発注先、金額は、
発注書の内容と合わせて記載して
ください。

※賃料、権利使用料、水道光熱費などで、長期契約を結び特に毎回発注しないような経費に関しては、毎回発注しない旨が記載されている契約書の写しを提出することによって、事前着手のための届出書の提出対象から除外できるものとします。
又、その場合は、支出報告書に発注日（及び請求日）の記載も必要ないものとします。

④その他（該当者のみ）

申請資格保有合意書

休園した施設が共同出資によるものである場合には、下記資料の提出が必要となります。

記入例

J-LOOlive補助金 申請資格保有合意書（遊園地等版）																							
※申請者記入欄																							
申請者名																							
申請回数																							
合意事項																							
■休園した遊園地等の情報 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">遊園地・テーマパーク名</td> <td style="padding: 2px;">休園日数</td> <td style="padding: 2px;">休園初日</td> <td style="padding: 2px;">休園最終日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">○○遊園地</td> <td style="padding: 2px;">10日</td> <td style="padding: 2px;">2021/2/1</td> <td style="padding: 2px;">2021/2/10</td> </tr> </table>				遊園地・テーマパーク名	休園日数	休園初日	休園最終日	○○遊園地	10日	2021/2/1	2021/2/10												
遊園地・テーマパーク名	休園日数	休園初日	休園最終日																				
○○遊園地	10日	2021/2/1	2021/2/10																				
■共同出資事業者一覧 <small>本遊園地等について、以下のリストに記載されている事業者及び出資比率で主催・運営していることを確認します。 ※出資比率が決まっていなかった場合は、出資比率欄は記入せず、本書下部の「出資比率が未決定であった理由及び申請資格に関する合意の経緯及び理由」欄をご記入ください。</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">#</td> <td style="width: 50%;">事業者名</td> <td style="width: 40%;">出資比率</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>株式会社○○○○</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>▲▲株式会社</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>●●株式会社</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				#	事業者名	出資比率	1	株式会社○○○○	60%	2	▲▲株式会社	30%	3	●●株式会社	10%	4			5				
#	事業者名	出資比率																					
1	株式会社○○○○	60%																					
2	▲▲株式会社	30%																					
3	●●株式会社	10%																					
4																							
5																							
■申請資格保有事業者 <small>本遊園地等について、以下の事業者が本補助金の申請資格を有することに合意します。</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業者名</td> <td style="width: 90%;">株式会社○○○○</td> </tr> </table>				事業者名	株式会社○○○○																		
事業者名	株式会社○○○○																						
■申請資格致に関する合意の経緯及び理由 <small>出資比率が一画面、株式会社○○○○が幹事会として申請することに合意します。</small>																							
■出資比率が未決定であった理由及び合意内容 <small>※出資比率が未決定であった場合のみ記入</small>																							
N.A.																							
■合意署名 <small>・本書記載の合意事項は、遊園地等を主催・運営する全関係者で合意したものであることを明示し保証します。これに対する事実が明確な場合は、本補助金の採択が取り消される場合があることを理解し、これに沿一切の異議を述べません。 ・本合意事項につき万一紛争が生じた場合は、関係者間で解決するものとし、本補助金事務局に一切の迷惑をかけません。 ・本合意事項につき、第三者から本補助金事務局に異議があつた場合は、本補助金事務局の調査に協力します。</small>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業者名 株式会社○○○○</td> <td style="width: 25%;">代表者名 申請 太郎</td> <td style="width: 25%;">代表者名 サイン 山田 次郎</td> <td style="width: 25%;">代表者名 申請 太郎</td> </tr> <tr> <td>事業者名 ▲▲株式会社</td> <td>代表者名 山田 次郎</td> <td>代表者名 サイン 山田 次郎</td> <td>代表者名 サイン 山田 次郎</td> </tr> <tr> <td>事業者名 ●●株式会社</td> <td>代表者名 田中 花子</td> <td>代表者名 サイン 田中 花子</td> <td>代表者名 サイン 田中 花子</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>代表者名</td> <td>代表者名</td> <td>代表者名</td> </tr> <tr> <td>事業者名</td> <td>代表者名</td> <td>代表者名</td> <td>代表者名</td> </tr> </table>				事業者名 株式会社○○○○	代表者名 申請 太郎	代表者名 サイン 山田 次郎	代表者名 申請 太郎	事業者名 ▲▲株式会社	代表者名 山田 次郎	代表者名 サイン 山田 次郎	代表者名 サイン 山田 次郎	事業者名 ●●株式会社	代表者名 田中 花子	代表者名 サイン 田中 花子	代表者名 サイン 田中 花子	事業者名	代表者名	代表者名	代表者名	事業者名	代表者名	代表者名	代表者名
事業者名 株式会社○○○○	代表者名 申請 太郎	代表者名 サイン 山田 次郎	代表者名 申請 太郎																				
事業者名 ▲▲株式会社	代表者名 山田 次郎	代表者名 サイン 山田 次郎	代表者名 サイン 山田 次郎																				
事業者名 ●●株式会社	代表者名 田中 花子	代表者名 サイン 田中 花子	代表者名 サイン 田中 花子																				
事業者名	代表者名	代表者名	代表者名																				
事業者名	代表者名	代表者名	代表者名																				

代表者名およびサインは、必ずしも当該法人の代表者である必要はなく、当該遊園地等に関し代表権を有している者の氏名およびサインで足ります。

38 申請

④その他（該当者のみ）

動画配信関係理由書

やむを得ない事情により 1 年間の配信ができない場合には、理由書および施設の映像の配信期間の制限があることが確認できる契約書を提出してください。（契約書が外国語の場合は、関係する条項の日本語訳も提出ください。）

記入例

動画配信期間短縮のための理由書(遊園地等版)		
令和 3年 2月 20日		
特定非営利活動法人映像産業振興機構 あて		
申請者 住所 東京都中央区築地 4-1-1 氏名 法人の名称 株式会社○○○○ 及び代表者の役職 代表取締役 申請太郎 		
令和2年度コンテンツグローバル需要創出促進補助金事業（キャンセル料支援事業）について、所定の動画の配信期間（原則1年間）を確保できない理由を届け出る。		
1. 申請遊園地等の説明（必須）		
遊園地等名	休園期間	休園日数
●●遊園地	2021年2月1日～ 2021年2月5日	5回
2. 所定の動画配信期間（原則1年間）を確保できない理由（必須） 配信動画について、所定の配信期間を確保できない理由は以下のとおりである。 実施するショーについて現在海外のプロダクションと結んでいる権利使用に関する 契約は2021年12月末までであるため、2022年1月以降は収録映像の配信権利がな く、また、来年度以降の契約更新が難しかっため。なお、契約内容については別添の権 利使用契約書を参照のこと。		

申請案件は、外部審査委員会において本事業の目的・要件に合致しているか確認の上、以下の審査事項を勘案して総合的に審査されます。

動画の制作・配信

動画のプロモーション力

- 動画の長さ、収録映像の割合
- 配信期間の長さ
- 言語数

動画展開の戦略性

- 分野の性質に適した作り込み
- 映像制作としての質の高さ
- 制作した動画を活用したプロモーション戦略

×

費用の合理性

適切な費目の計上

- 補助対象経費の費目の合理性
- 補助対象外経費との適切な切り分け

各費目の予算の合理性

- 相場に照らして合理的な単価、工数等

事業内容との整合性

- 事業内容と支出計画の整合性

審査委員会について

この補助金では、事務局が委嘱する「外部審査委員会」が「採択」「不採択」を決定しています。
なお、外部審査委員会に関する以下の事項は開示しません。

- 審査委員会の開催日程
- 審査委員会の議事録
- 審査委員の名前、所属、連絡先等

40 採択・交付決定

採択後、交付決定がされると、（様式 14）補助金交付決定通知書が発行されます。

(様式 14) 補助金交付決定通知書			
ZXXXXXXX 令和 3年 3月 12日			
株式会社○○○○ 代表取締役 申請太郎 殿			
特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 松谷孝征			
コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）交付決定通知書			
令和 3年 2月 26日付で申請のありました、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金については、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。			
記			
1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 3年 2月 26日付けで申請のありましたコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。			
事業の名称	●●●●		
事業の目的 及び内容	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
事業開始日	令和 3年 3月 12日	事業完了日	令和 3年 5月 11日
ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。			
2. 間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。			
事業費	間接補助事業全体に 要する経費総額 5,000,000円	補助対象経費 5,000,000円	補助金額 5,000,000円
ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業全体に要する経費総額、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。			
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。			
4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助			

申請を取り下げる場合は、交付決定の通知を受領した日から 10 日以内に、（様式 15）補助金交付申請取下げ届出書を提出ください。

10 日を過ぎた場合は取り下げできませんので、（様式 15）補助金交付申請取下げ届出書ではなく、間接補助事業事故報告書（様式 17）を提出ください。

(様式 15) 補助金交付申請取下げ書

Zxxxxxxxx
令和 3年 3月 15日

特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿

申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1
氏名 株式会社○○○○
代表取締役 申請太郎 

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）
交付申請取下げ届出書

令和 3 年 3 月 12 日付け Zxxxxxxxx をもって交付の決定があつた上記補助金について、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第 7 条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業全体に 要する経費総額	補助対象経費	補助金額
事業費	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること

42 採択・交付決定

交付決定後、以下のいずれかの場合は、（様式 17）間接補助事業事故報告書を提出ください。

- ①交付決定後 10 日を過ぎて取り下げる
- ②要件を満たしている PR 動画の配信ができない

(様式 17) 間接補助事業事故報告書	
ZXXXXXXX 令和 3年 3月 15日	
特定非営利活動法人映像産業振興機構 理事長 殿	
申請者 住所 東京都中央区築地4-1-1 氏名 株式会社○○○○ 代表取締役 申請太郎	○印 代表 署印
コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）事故報告書	
コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第 11 条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。	
記	
1. 事故の原因及び内容	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
2. 事故に係る金額	5,000,000円
3. 事故に対して採った措置	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定	なし
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること	

確定検査は、システムにて下記の書類および成果物の提出が必要です。

すべての書類には日付の記載が必要です。

交付決定日以降に発注され、事業完了日までに支払った費用であることを確認します。

確定検査は、下記の書類をもとにシステムで実施します。原則、対面での実施はいたしません。

実績報告書

実施した事業の結果を
システムに入力して
ください。

支出報告書

指定フォームに、支払先
ごと請求書ごとに、費用
種別・主な経費内容・支
払額等を記載ください。

証憑類

支出計画書に対応
した支払い証明を
支払先・費目ごと
に整理して提出く
ださい。

申請時に添付しな
かった「動画の制
作・配信に関する
費用」の請求書を
提出ください。

動画配信 URL

制作配信した
PR 動画の URL を
システムに入力
してください。

その他書類（該当者のみ）

償却資産台
帳および固
定資産税の
支払い証明
書等

直近年度の
決算書類
(損益計算
書)

**支払い証明は、支払いを実施したことが確実に
わかる証憑類をご提出ください。**

(銀行の振込明細、領収書、通帳のコピー等)

❗ 銀行等が発行する支払い予定書では確実に支
払いが行われたか確認ができません。

❗ 申請事業者以外の支払い証憑は認められません。

44 確定検査

支出報告書に下記の通り記載し、提出ください。

指定フォームに、請求書ごとに下記を記載してください。

(入力欄を増やすために行を挿入する際は、プルダウンおよび式も併せてコピーしてください)

- 支払先名
- 費用種別（プルダウン）
- 主な経費内容
- 支払方法（プルダウン）
- 支払額
- 補助対象外費用
- 補助対象外となる理由
- 発注日
- 請求日
- 支払日

※発注日が記載されていない場合、対象外となります。

支出報告書(遊園地等用)													
事業者名	株式会社○○○○					遊園地の休園開始日	2021/2/1	休園日数	2	事業管理番号	Zxxxxxx		
遊園地・テーマパーク名	△△ランド					交付決定日	2021/3/12				補助率	100%	
補助対象経費 (交付決定時)	¥8,500,000					事業完了日	2021/5/11						
【キャンセル費用】													
NO	支払先名称 (※プルダウンから選択)	費用種別 (※プルダウンから選択)	主な経費内容	支払方法	支払額	補助対象外費用	補助対象外となる理由	補助対象額	備考	発注日	請求日	支払日	事前着手 ※自動算出
1	XXX事務所	出演関係費	○○ショー出演料	銀行振込	¥220,000	¥20,000 消費税		¥200,000		2021/1/10	2021/3/31	2021/4/30	事前着手
2	A社	制作関係費	○○ショー演出関係費・保険料	銀行振込	¥500,000	¥50,000 消費税		¥500,000		2021/1/10	2021/3/31	2021/4/30	事前着手
3	B社	制作関係費	権利使用料	銀行振込	¥300,000			¥300,000		2021/1/10	2021/3/31	2021/4/30	事前着手
4	C社	制作関係費	施設の広告・宣伝費	銀行振込	¥2,200,000	¥200,000 消費税		¥2,000,000		2021/1/10	2021/3/31	2021/4/30	事前着手
5	自社所有の施設維持・設備償却費 会場関係費	施設維持費・減価償却費	会場関係費	銀行振込	¥5,500,000	¥500,000 消費税		¥5,000,000		-	-	2021/3/30	
6	D社	運営関係費	感染予防対策費	銀行振込	¥220,000	¥20,000 消費税		¥200,000		2021/1/10	2021/3/31	2021/4/30	事前着手
7													
8													
9													
10													

【動画の制作・配信に関する費用】													
(A)キャンセル費用における補助対象経費→						(A)キャンセル費用における補助対象総経費→ ¥8,200,000							
【動画の制作・配信に関する費用】													
1	XXX事務所	出演関係費	出演料	銀行振込	¥88,000	¥8,000 消費税		¥90,000		2021/3/15	2021/3/31	2021/4/30	
2	F社	映像制作配信費	映像撮影費・制作費・字幕・収録費	銀行振込	¥110,000	¥10,000 消費税		¥100,000		2021/3/15	2021/3/31	2021/4/30	
3													
4													
5													

補助対象(総額) 経費(A+B)		¥8,380,000 自動計算	
補助額(総額)		¥8,380,000 自動計算 ※千円未満切り捨て	

支払は銀行振込を原則とし、その事実を証明できる証憑類（銀行振込受領書や通帳等）を保管・整理してください。また、現金・クレジットカード・小切手または手形で支払う場合にも、支払の事実を証明する資料を保管・整理してください。

この補助金では、支払自体が適切な手段で確実に行われたことを記録するため、銀行振込を原則としています。

銀行振込の場合

通帳の場合

通帳の表紙および該当頁を pdf で添付ください。



ATM 等での送金手続の場合

銀行振込受領書や ATM から発行される送金レシート等を保管ください。

※口座からの振込であれば左記記載の通帳の基準に準じてください。



通帳がないオンラインバンキング等の場合

通帳がないオンライン専用口座等の場合は、当該経費の部分を pdf で添付ください。月次送金等で帳票が数枚に及ぶ場合は、表紙と該当頁を抽出して整理して下さい。

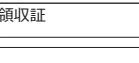
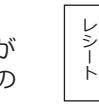


現金の場合

領収証かレシートを証憑としてください。

宛名が事業者と異なっていたり、記載された品名が補助を受ける経費と異なるものは支払できませんのでご注意ください。

高額等、現金支払として不自然なものには追加で証憑を求める。



クレジットカードの場合（領収証がない場合）

オンライン決済や一部のサービス等、クレジットカードを使用した際に領収証等が発行されない場合は、クレジットカード会社が発行する利用明細（請求明細）の該当部分を証憑として整理してください。

※クレジットカードを使用した場合でも、領収証やレシートがある場合は、左記記載の「現金の場合」の領収証・レシートの基準に準じてください。



小切手または支払手形の場合

振り出した証明ではなく、支払った証明が必要です

つまり手形の場合は、支払期日に当座から引き落とされた証明が必要であり、小切手の場合は、支払先が現金化し当座から引き落とされた証明が必要です。

回し手形は認められません

つまり、手形の場合は、事業者自身が振り出した手形のみ有効です。



手形の支払期日（満期日）が事業完了日前でなければならぬので十分ご注意ください。

46 注意事項

事業の実施内容が、事業計画（計画変更された内容を含む）と著しく異なる場合、確定検査時に外部審査委員会の審査によって補助金が減額されることがあります。

**以下の場合はその事業者が補助金の支払いを受けた後であっても交付決定が取り消されます。
また、同事業者は今後同様の補助金の申請が出来なくなります。**

- ①事業者が、法令または交付規程に基づく事務局の処分もしくは指示に違反した場合。
- ②事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- ④事業者が、「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」に基づく誓約事項に違反した場合。

! すでに補助金を受け取っている事業が、これらの理由で交付決定を取り消された場合、事務局が定める納付期限までに補助金を返還いただきます。
この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。

補助金の支払いを受けた後であっても、会計検査院等により対象外費用と判断された場合、該当する費用を返還いただくことがあります。

! この際、補助金を受け取った日から納付日までの日数に応じ、年10.95%の加算金を併せて納付いただきます。また、納付期限までに返納金の納付がない場合、納付の日までの日数に応じ、年10.95%の延滞金を併せて納付いただきます。

補助を受けた事業は公表されます

①経済産業省が運用する「gbizINFO」で、補助を受けた事実が公表されます。詳しくは、下記URLをご参照ください。

<https://info.gbiz.go.jp/>

②事業の成果は、政府資料、事務局のWEBサイト等で公開する場合があります。なお、公開する内容は事務局から事前確認します。

効果測定にご協力いただきます

補助金の効果測定および国の政策に関する情報収集のため、事務局が求める場合には、動画配信の状況(PV数、展開先の国・地域、メディアの活用状況等)等に関するアンケートやヒアリングに協力いただく必要があります。

書類は5年間保管してください

補助金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類および領収書等の証拠書類等を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管する必要があります。また、プロモーション動画および感染予防対策の証憑となる動画についても、DVDやUSB等で5年間保管する必要があります。

 J-LODlive (キャンセル料支援) コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

補助金公募要項

発行



Visual Industry Promotion Organization
特定非営利活動法人 映像産業振興機構